

# シンガポールにおいて OI モデル契約書 ver2.0 共同研究開発契約書（新素材編、AI 編）を活用するに際しての留意点



Drew & Napier LLC

リム・シャウ・ウェン  
弁護士

リム・シャウ・ウェン弁護士は、知的財産分野において 20 年以上の経験を持つ専門家である。ウェン弁護士は、世界規模での商標、意匠、特許ポートフォリオの管理に関するキャリアを有している。デューデリジェンス、交渉、ライセンス、フランチャイズ、販売・譲渡、機密保持、販売代理店制度、および知的財産権に関連するコンサルタント契約の草案とレビューなど、知的財産関連業務のあらゆる側面についてコンサルタントを行っている。リム・シャウ・ウェン弁護士は、商標の専門家でもあり、製品の広告、ラベル表示、ブランド戦略の問題にも精通している。

## 【概要】

本稿では、シンガポール企業と日本企業との間で OI モデル契約書 ver2.0 共同研究開発契約書（新素材編、AI 編）を利用する場合に、シンガポール法の観点から、どのような点に留意すべきかを解説する。

## 【詳細及び留意点】

### 1. 本稿の範囲

本記事の目的は、企業 X（甲）と企業 Y（乙）間の OI モデル契約書 ver2.0 共同研究開発契約書（新素材編）（以下、「研究開発契約（新素材）」という。）、OI モデル契約書 ver2.0 共同研究開発契約書（AI 編）（以下、「研究開発契約（AI）」という。また、「研究開発契約（新素材）」と「研究開発契約（AI）」を合わせて「研究開発契約」という。）をシンガポール法の観点からレビューすることである。ここで、企業 X はシンガポール企業、もう一方の企業 Y は日本企業であると仮定する。

なお、本稿における解説は、シンガポールの法律に基づく一般的な事項である。執筆者の解説は中立な立場であり、契約のいずれかの当事者に有利に解説したものではない。

## 2. 定義

### 2-1. 研究開発契約 (AI)

「知的財産」と「知的財産権」は、いずれも研究開発契約 (AI) 第 2 条で定義されている。この 2 つの用語は重複している可能性がある。一つの提案として、研究開発契約 (AI) においては、これらの用語のどちらか一方のみを使用することである。

また、当事者は、これらの定義を拡大する必要があるかどうかを検討すべきである。例えば、シンガポール法の観点からは、当事者は、知的財産の使用またはそれに関連して、判例法上の権利を享受している可能性があり、これは法令によって支配されるものではない。同じことが、他の判例法による管轄領域でも適用される可能性がある。そのような権利が関係する可能性がある場合、当事者は、それらを「知的財産」、「知的財産権」の定義に含めることを希望する場合がある。

「個人情報」および「個人データ」は、日本の法令である「個人情報の保護に関する法律」(以下、「個人情報保護法」という。)に基づき、研究開発契約 (AI) において定義されている。しかし、シンガポール個人情報保護法 2012 (2020 年改訂) (以下、「PDPA」という。) が適用されるかどうかは、限られた背景情報からは明らかではない。当事者は、PDPA の適用可能性について、および PDPA を考慮して研究開発契約 (AI) 内の定義を修正する必要があるかどうかについて、シンガポールの弁護士から助言を得ることを推奨する。

### 2-2. 研究開発契約 (新素材)

研究開発契約 (新素材) において、「知的財産権」とは、第 2 条第 1 項(v)において、「日本国の知的財産基本法第 2 条第 2 項または他の国のこれに相当する法律の規定に定める権利」と定義されている。シンガポールの当事者は、この法規定

の範囲について、日本の弁護士から助言を得ることを推奨する。この定義に含まれる可能性のある知的財産の種類を明示的に特定することが賢明である。

### 3. 各当事者の義務

#### 3-1. 研究開発契約（AI）

研究開発契約（AI）第 6 条第 2 項には、甲は「成果物を完成させる義務を負わない」と記載されている。しかし、第 10 条、および第 3 条第 1 項により、別紙（1）の第 8 項（1）において、甲による成果物の提供期限を定めることとされているため、当事者は、これが研究開発契約（AI）の基本的な意図を反映したものであるかどうか、および矛盾を解消するために削除すべきかどうかを検討する必要がある。

#### 3-2. 研究開発契約（新素材）

特に留意すべき該当事項はないと考えられる。

### 4. 対象データの利用・管理

#### 4-1. 研究開発契約（AI）

研究開発契約（AI）第 12 条は、甲による乙からの対象データの取り扱いを規定する。当事者は、秘密情報に関する第 14 条、および個人情報の提供と使用を規定する第 16 条との重複があるかどうかを検討する必要がある。

第 12 条第 3 項には、「当事者 A（甲）は、共同研究開発を遂行するために知る必要のある自己の取締役および従業員にのみ、対象データを開示または提供することができる」と記載されている。当事者は、共同研究開発の目的のために、データを開示することができる他の者が存在するかどうかを検討することができる。例えば、データ仲介者、専門的または法的なコンサルタントやアドバイザー、親会社、子会社、独立請負業者などが含まれる。

第 16 条第 4 項は、日本の法令である個人情報保護法を遵守することを甲に求めている。シンガポール企業は、同法に基づく権利と義務について、日本の弁護士に法的助言を求めることが望ましい。

上述のとおり、PDPA が適用されるかどうかは、この契約書の限られた背景情報からは明らかではない。当事者は、PDPA の適用可能性について、および PDPA を考慮して研究開発契約（AI）（および当事者がその後締結する可能性のあるその他の契約）を修正する必要があるかどうかについて、シンガポールの弁護士から助言を得ることを推奨する。

#### 4-2. 研究開発契約（新素材）

特に留意すべき該当事項はないと考えられる。

### 5. 秘密情報の取り扱い

情報が秘密情報として保護されるためには、近時の裁判例（I-Admin (Singapore) Pte Ltd vs. Hong Ying Ting and others [2020] SGCA 32 at [61]）により、その情報が「必要な秘密の性質」を有し、「秘密保持義務を伴う状況において成立したものでなければならない」とされたことに留意する必要がある。

#### 5-1. 研究開発契約（AI）

「秘密情報」は、研究開発契約（AI）第 14 条第 1 項で定義されている。明確にするため、この定義には、例えば、業務、価格設定、顧客、サプライヤー、ノウハウ、製品情報、営業秘密など、当事者が相互に開示される可能性があると予想される秘密情報のカテゴリーを明記することができる。また、当事者が意図しているのであれば、研究開発契約（AI）の存在とその条件も含めることができる。

両当事者は、共同研究開発の目的のために秘密情報を開示することができる他の者が存在するかどうかを検討することができる。例えば、専門的または法的なコンサルタントやアドバイザー、親会社、子会社、独立請負業者などが含まれる。

## 5-2. 研究開発契約（新素材）

「秘密情報」は、研究開発契約（新素材）第11条第1項で定義されている。研究開発契約（AI）の場合と同様に、定義の明確化、および研究開発契約（新素材）の存在とその条件も含めるかを検討することができる。

第11条第5項には、「受領当事者は、目的を遂行するために機密情報を知る必要がある自己の取締役および従業員（以下、総称して「取締役等」という。）にのみ機密情報を開示することができる」と規定されているが、当事者は、研究開発の目的のために秘密情報を開示することができる他の人物が存在するかどうかを検討することができる。例えば、データ仲介業者、専門的または法的なコンサルタントやアドバイザー、親会社、子会社、独立請負業者などが含まれる。

## 6. 成果物に関する知的財産権

一般的に、研究開発契約を締結する当事者は、共同研究から生じる知的財産権を誰に帰属させるかという問題に留意すべきである。各当事者は、それらの権利を所有することが重要かどうか（例えば、それらの権利を財産として取り扱うこと、侵害訴訟を起こすことができるかどうか等）、あるいは、それらの権利についてライセンスを取得することで十分かどうか（例えば、共同研究成果を商業的に利用することができるかどうか等）を検討すべきである。登録された権利を所有する当事者は、登録の更新や侵害訴訟提起のための体制および資源を有することなど、それらの登録を維持する能力がなければならない。

シンガポールにおいてライセンスを有効とするために、シンガポールで特許ライセンスを登録することは必須ではない。しかし、ライセンスが登録されておらず、かつ第三者がライセンスの存在を知らなかった場合、実施権者は、ライセンス後に特許に関して競合する利益を得た第三者に対する優先的地位を喪失することになる。

## 6-1. 研究開発契約（AI）

研究開発契約（AI）第 17 条「成果物等の著作権の帰属」に関連して、当事者は、共同研究開発中に関与する可能性のあるすべての「関連知的財産」（すなわち、共同研究開発以前または共同研究開発の範囲外で発生した知的財産）を明確に特定し、当該知的財産の所有権を保持するか否かを明記することが賢明である。これは、知的財産権の所有権に関する紛争を回避するためである。当事者がこのようなアプローチを採用する場合、関連知的財産の開示を保護するために、秘密保持契約が必要かどうかを検討することができる。

「成果物等の特許権等の帰属」に関する第 18 条に関し、特許権等（第 18 条に定義される）の登録出願のための費用をどのように第 4 項に記載するかを検討することができる。第 18 条で定義される特許権等の登録出願にかかる費用をどのように配分すべきかについて、第 4 項に記載することを検討することもできる。

第 21 条には、「甲は、乙に対し、成果物の使用が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証しない」と規定されている。これに関連して、当事者が知らないうちに第三者の権利を侵害する可能性のある、互いの関連知的財産の使用に対して、明示的な保証が必要かどうかを検討することができる。

## 6-2. 研究開発契約（新素材）

研究開発契約（AI）とは異なり、研究開発契約（新素材）の第 6 条では、背景情報（すなわち、「本契約の締結日において、各当事者が保有する技術情報」）を特定するよう当事者に求めている。共同研究開発の目的で使用される可能性のある関連知的財産を特定することは、当事者にとって賢明なことである。

第 9 条は、「甲は、乙に対し、本契約に基づく製品の設計、製造、販売が第三者の権利を侵害しないことを保証しない」と述べており、この点についても研究開発契約（AI）と同様に、当事者が知らないうちに第三者の権利を侵害する可能性のあ

る、互いの関連知的財産の使用に対して、明示的な保証が必要かどうかを検討することができる。

## 7. 損害賠償

### 7-1. 研究開発契約（AI）

研究開発契約（AI）第22条は、契約違反があった場合の損害賠償に関するものである。当事者は、救済措置として、契約違反または予期された契約違反に対する差止命令に関する条項を設けるべきかどうかを検討することができる。ただし、シンガポールでは、差止命令は衡平法上の救済であるから、強制執行の場合、このような救済措置を認めるかどうかは裁判所の裁量に委ねられる。

### 7-2. 研究開発契約（新素材）

特に留意すべき該当事項はないと考えられる。

## 8. 準拠法および管轄裁判所

研究開発契約について、シンガポール法の観点から検討を行ったが、研究開発契約の原案では、契約は日本法に準拠し、日本の裁判所が管轄裁判所となる（研究開発契約（AI）第28条、研究開発契約（新素材）第22条および第23条）。両当事者は、研究開発契約をシンガポール法に準拠させ、シンガポールの裁判所が専属管轄権を有することに合意することが望ましいかどうかを検討することができる。

当事者が、日本法と日本の裁判所を準拠法および裁判管轄とすることに合意した場合、シンガポール企業は、研究開発契約と適用される日本法に基づく権利および義務について、日本の弁護士に法的助言を求めることが重要である。同様に、研究開発契約がシンガポール法とシンガポールの裁判所を準拠法および裁判管轄とするよう修正された場合、日本企業はシンガポールの弁護士に法的助言を求める必要がある。

当事者は、紛争解決の代替手段として、調停または仲裁を検討することができる。これらの代替的な紛争解決メカニズムの利点のひとつは、そのような手続の機密性である（ただし、当事者が機密保持に同意していることを前提とする。）。

当事者は、それぞれシンガポールと日本の企業であるため、仲裁では、両当事者が、異なる法的伝統（シンガポールは判例法の国であり、日本は成文法の国である。）を考慮して、特に仲裁地、仲裁手続、仲裁法廷の構成などの側面について主体的に決定する権利を行使することも認められる。

## 9. 協議

研究開発契約（AI）の第29条は、「本契約に定めのない事項又は本契約に起因若しくは関連する疑義は、両当事者間の誠実な協議により友好的に解決されるものとする」と規定している。研究開発契約（新素材）の第24条も同様に、「本契約に定めのない事項または本契約に起因もしくは関連する問題は、両当事者間の協議により解決されるものとする」と規定している。

両当事者は時として、紛争が合意の上で解決されることを期待して、このような条項を盛り込むことがある。しかし、このような条項が、シンガポールで強制力を持つかどうか、あるいは確実性を欠くために強制力を持たない「同意するための合意」であるとみなされるかどうかは疑問である。

当事者が「協議による解決」のためにこのような条項に頼るのであれば、強制力を向上させるために、紛争解決のより広範な枠組みの中にこの条項を含めることが賢明であろう。例えば、条項には協議／交渉の期間を明記することが考えられる。また、その期間が満了し、協議／交渉を通じて紛争を解決できなかった場合にどのようにするかも明記すべきである。こうすることで、協議／交渉が不調に終わった場合、当事者は、関連する紛争解決手続をいつ行うことができるかについて、確実な情報を得ることができる。



さらに、研究開発契約の履行に関連して起こりうる問題が予想される場合、当事者は、研究開発契約に関連するすべての条項を盛り込むための措置を講じるべきである。

### 【ソース】

- ・ 特許庁 オープンイノベーションポータルサイト

<https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>

- ・ シンガポール個人情報保護法 2012（2020年改訂）

<https://sso.agc.gov.sg/Act/PDPA2012>（英語）

- ・ I-Admin (Singapore) Pte Ltd vs. Hong Ying Ting and others [2020] SGCA 32 at [61]

[https://www.elitigation.sg/gd/s/2020\\_SGCA\\_32](https://www.elitigation.sg/gd/s/2020_SGCA_32)（英語）

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）